

I 学校給食の概要

1 学校給食とは

(1) 学校給食のはじまり

わが国の学校給食は、明治22年(1889年)、山形県鶴岡市の私立忠愛小学校で、仏教慈善団体が貧困児童に対する就学奨励のために実施したのが初めであるとされているが、国が学校給食に初めて関与したのは、昭和7年経済不況による就学困難児童救済のため、「学校給食実施の趣旨徹底方並びに学校給食臨時施設方法」に関する訓令により、国庫からの支出により学校給食を奨励したのを発端とする。その後、学校給食は、貧困児救済から、栄養不良児、身体虚弱児を対象とする保健施策的性格を強めたが、第2次世界大戦の深刻化とともに中止された。

(2) 学校給食法の制定

昭和21年12月には学童の体位向上と栄養教育の見地から、ひろく学校において適切な栄養給食を行うことは望ましいとして、貧困児童、虚弱児童等だけではなく、全児童を対象とし、その健全な育成を図ることを目的とした通達が出され、翌年1月からアジア救済連盟(LARA)の救援物資等により学校給食が再開された。この日を記念して学校給食週間(1月24日から30日まで)が設けられている。

ところが、昭和26年サンフランシスコ講和条約の調印により、アメリカからの贈与小麦粉が打ち切られたことに伴い、学校給食費が値上がりし、学校給食は中止の危機にさらされた。これに伴い、国庫補助による学校給食の継続を要望する運動が全国的に展開され、学校給食を法制化し、制度の安定を図る気運が急速に高まり、昭和29年に学校給食法が制定された。

この法律の目的は、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与することであり、義務教育諸学校における教育の目的を実現するための学校給食の目標を規定しており、学校給食が学校教育活動の一環であるという基本理念を明らかにした。

なお、勤労青年教育の重要性にかんがみ、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資することを目的に、昭和31年に夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律が制定された。

また、特別支援学校における教育の特殊性にかんがみ、特別支援学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、昭和32年に特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律が制定された。

(3) 教育課程への位置付け

昭和33年の小学校及び中学校学習指導要領の改訂において、学校給食の教育課程における位置付けが明確にされた。平成元年の改訂では、特別活動の「学級活動」に位置づけられ、今日に至っている。

学校給食はこれらの規定に制度的に支えられ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ってきた。

2 学校給食の新たな役割

(1) 栄養教諭制度の創設

中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」（平成14年9月）では、社会環境の変化などに伴う食に関する健康問題に対応するため、望ましい食習慣や栄養バランスのとれた食生活を形成する観点から、学校における食に関する指導の重要性が指摘され、「栄養教諭（仮称）」制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設を検討すべきことが提言された。また、中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」（平成16年1月20日）では、栄養教諭制度の創設を柱とする食に関する指導体制の整備方策について提言され、平成17年4月から栄養教諭制度が施行された。

栄養教諭の職務は、地場産物を活用した給食の献立作成とその給食を活用した食に関する指導の実施など、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、教育上の高い相乗効果をもたらすものとされている。

(2) 食育基本法の制定

食育基本法は、国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関しての基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定める必要があるとして、平成17年7月に施行された。

食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。」とし、特に子どもに対する食育を重視している。また、子どもの食育における教育関係者の役割として、「子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割」、「食に関する体験活動と食育推進活動の実践」、「教育関係者等の責務」を規定している。

食育基本法に基づいて策定される食育推進基本計画（第1次平成18～22年度：第2次平成23～27年度）は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村の食育推進計画の基本となるものである。

【第2次食育推進基本計画】

2. 学校、保育所等における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

（学校給食の充実）

子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び食事マナー等の指導内容の充実を図る。また、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。

望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心を高め理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、安定的な納入体制を構築の上、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者の苦労や産物に関する情報等を子どもに伝達し、感謝の心をはぐくむ等教育にいかす取組を促進する。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等を推進する。

(3) 愛知県食育推進計画の策定

本県では、平成18年に「愛知県食育推進計画～あいち食育いきいきプラン～」(平成19～22年度)、続いて「第2次食育推進計画～あいち食育いきいきプラン2015～」(平成23～27年度)を策定した。

「あいち食育いきいきプラン2015」では、食育の目指すべき姿として、前プランからの本県の特徴である、以下の3本の柱に着目した食育が継承されている。

- 食を通じて健康な「体」をつくります
- 食を通じて豊かな「心」を育みます
- 食を通じて「環境」に優しい暮らしを築きます

(4) 学習指導要領の改訂

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月)において、食育は「社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」として、情操教育や環境教育などとともに示された。

この中央教育審議会の提言を踏まえ、小学校及び中学校は平成20年3月、高等学校及び特別支援学校は平成21年3月に告示された学習指導要領総則に「学校における食育の推進」が新たに規定された。小学校及び中学校の学習指導要領解説総則編において、食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に活用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要であるとされている。

(5) 学校給食法の改正

中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(平成20年1月)の提言を踏まえ、平成20年6月に一部改正された学校給食法の概要は以下のとおりである。

ア 法律の目的

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとなった。(第1条関係)

イ 学校給食の目標

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならないこととなった。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、

勤労を重んずる態度を養うこと。

- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。(第2条関係)

ウ 学校給食実施基準

文部科学大臣は、学校給食の適切な実施のために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとなった。(第8条関係)

エ 学校給食衛生管理基準

- ① 文部科学大臣は、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとなった。
- ② 義務教育諸学校の校長は、1の基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとなった。(第9条関係)

オ 学校給食を活用した食に関する指導

- ① 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとなった。
- ② 栄養教諭が1の指導を行うに当たっては、地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を行い、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとなった。
- ③ 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、学校給食を活用した食に関する指導を行うよう努めるものとなった。(第10条関係)

(6) 夜間課程を置く高等学校・特別支援学校の幼稚部及び高等部

夜間課程を置く高等学校における学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食の実施については、学校給食法に規定する学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を準用することとなった。

現在、学校給食は、「学校給食法」「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」に基づき実施されており、幼児児童生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容については、学校給食実施基準(学校給食法第8条)、衛生管理については学校給食衛生管理基準(学校給食法第9条)に照らして適切に行うこととなっている。

3 学校給食の位置付け

